

静岡県告示第518号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和3年5月25日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
安倍藁科川漁業協同組合 静岡市葵区安西4丁目70-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年5月20日

内共第 14 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

別表

改正前						改正後					
(遊漁料の納付の額及び納付の方法)						(遊漁料の納付の額及び納付の方法)					
第 6 条 (略)						第 6 条 (略)					
2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当下欄のとおりとする。ただし、梅ヶ島常設釣り場、漁業センターを除く。						2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当下欄のとおりとする。ただし、梅ヶ島常設釣り場、漁業センターを除く。					
中学生以下		無 料				中学生以下		無 料			
女性、 <u>身体障害者</u>	魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料		女性、 <u>障害者手帳保持者</u>	魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
				1 日	1 年					1 日	1 年
	全魚種	(略)	(略)	1,000円	4,000円		全魚種	(略)	(略)	1,000円	4,000円
	おいかわ	(略)	(略)	無 料	無 料		おいかわ	(略)	(略)	無 料	無 料
3 略						3 略					

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 20 日から改正する。